

## 日露戦後期の日英合弁電力会社構想：日英水力電気(株)をめぐる

橘川, 武郎  
青山学院大学経済学部

<https://doi.org/10.15017/13711>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 12, pp.46-65, 1983-06-30. 九州大学石炭研究資料センター  
バージョン：  
権利関係：



# 日露戦後期の日英合弁電力会社構想

——日英水力電気(株)をめぐる——

橘 川 武 郎

はじめに

一、発 端

二、日英折半出資案

三、英国中心の出資案

四、英国主導の大規模親会社設立案

五、鬼怒川水力電気との合同案

六、破綻と事後処理

おわりに

はじめに

本稿の課題は、日露戦後期に日英共同出資による大規模電力会社の設立をめざした日英水力電気(株)の構想について、一九〇六年の発端から一〇年の破綻にいたる経緯を明らかにすることにある。

戦前期を通じて電力業は日本の経済発展を支えた重要な産業部門のひとつであったが、中でも日露戦後期と一九二〇年代にはリーディング・インダストリーとして機能した<sup>(1)</sup>。日露戦後期の電力業の展開を中心的に担ったのは東京電灯・大阪電灯・京都電灯・神戸電灯・名古屋電灯・横浜共同電灯・広島電灯等の一八八〇〜九〇年代に設立され

た大都市の電灯会社であったが、同時にこの時期には宇治川電気・鬼怒川水電・猪苗代水電・桂川電力・上毛水電・九州水電等の有力な水力電気会社があいついで新設された。

日英水力電気もそのような新設水力電気会社のひとつとして設立がめざされたが、同社の構想には他社の場合には見られない次のような特徴が存在した。①日本と英国の共同出資の形をとったこと、②「日英同盟の経済版」として日本の政財界の有力者が強力に後押ししたこと、③当時日本で最大の電力会社であった東京電灯を資本規模の点で上回る大規模なものだったこと、④高さ三〇〇尺<sup>(2)</sup>の堰堤の築造等技術的にも世界有数の内容をもっていたこと、がそれである。結果的には実現にいたらなかったとはいえ、このような特徴をもった日英水力電気の構想を検討することは、日本の電力業発達史に関する研究を豊富化させる上で有意義であろう。これが、本稿であえて日英水力電気を取り上げる理由である<sup>(3)</sup>。

一、発 端

日英共同出資による水力電気会社設立の構想は、第二次日英同盟の成立(一〇五年八月)から半年を経た〇六年二月にスタートした。日本側の主要な発起人は、もと横浜正金銀行頭取で当時十五銀行頭取であ

った園田孝吉をはじめとして副島道正・樺山愛輔らであったが、彼らは、「日英両同盟国に於ける経済的連鎖を固く<sup>(4)</sup>」する点にこの構想の中心的な意義があると考えていた<sup>(5)</sup>。例えば「樺山愛輔翁」には、第二次日英同盟の成立後「両国の財界外交界には、この機会に同盟を経済的にも実あるものにした」との気運が高まった。即ち日英合併の会社を組織し、日本の経済力開発に資しようというのであるが、第一に選ばれたのは、我國の豊富な水力を利用して大発電事業を経営しよう、という目論見であった<sup>(6)</sup>と記述されている。

構想のスタートにあたって、「ホワイト商会外二三の資本家より成る<sup>(7)</sup>」英国側の発起人は、米国人の水利技師「ハウルス」を日本に派遣した。ハウルスは、東京から一五〇マイル（約二四〇キロメートル）圏内の利根川・鬼怒川・大井川・天竜川筋の水力発電地点を比較調査した結果、大井川筋が最適との結論を得た<sup>(9)</sup>。大井川筋の開発地点としては、①上流の田代川、②安倍郡井川村、③榛原郡上川根村奥泉、の三地点が候補地とされ、それぞれ①田代川水力電気事業（株）、②大井川水力電気事業（株）、③静岡水力電気事業（株）、の名義で水利権の獲得がめざされた。しかし、①については、田代川の水を富士川の上流早川に切り落とすという難工事であったため、「土地の不便、流域変更の問題、竣工期限の関係等に依り<sup>(10)</sup>」開発計画が凍結されることになった。残りの②・③については、〇六年二月二十八日に、水力利用に関する静岡県知事の許可を得ることができた<sup>(11)</sup>。

## 二、日英折半出資案

計画の具体化にともない日英双方の発起人は、〇七年七月九日に「契約書」を締結した<sup>(12)</sup>。契約の当事者は、英国側はホワイト商会等が結成した神戸シンジケート（甲）、日本側は園田（乙）であった。

やや長くなるが、「契約書」の主要部分を引用すると、以下の通りである。

前文「……甲乙は東京大阪又は其隣接地方に送電し得べき距離に在る日本中部に於て水力を利用し該水力の全部又は一部を水力電気発生に使用し且つ該電力を分配販売すべき特許を出願して之を取得することを希望し而して甲乙は該目的の爲めに左に記載する方法を以て共同して行動すべきことを協定したるを以て茲に左の通り約定するものとす<sup>(13)</sup>」

第六項「本契約に従ひ甲乙に於て取得したる各特許は甲乙両者に於て平等なる割合を以て共有するべきものとす即ち其特許権の二分の一は甲に属し他の二分一は乙に属するものとす而して当事者の意思は右の特許を日本法律の下に設立すべき会社に譲渡し其他甲乙の協定したる約款及び方法に依りて之が発展を謀るに在り<sup>(13)</sup>」

第七項「甲乙は日本の法律の下に株式会社を設立し其資本又は社債の二分の一を各自引受くるの権利を有するものとす而して若し甲乙の一方が右資本又は社債の全部又は一部を引受くることを欲せざるときは甲乙は其最良の処分方法に付き協議決定するものとす<sup>(13)</sup>」

この「契約書」の第六項にもとづき水力電気会社の設立準備が進められ、〇七年一〇月頃には「英国商慣習に依り、所謂親会社なるものを設立<sup>(14)</sup>」するという案がまとめられた。それは、親会社である日英共同（株）と子会社である日英水力電気の子会社を設立し<sup>(15)</sup>、両社の関係を第1表のようにしようという案であった。具体的段取りとしては、田代川水力電気事業・大井川水力電気事業・静岡水力電気事業の三社を合併して日英共同（株）を設立し、日英共同（株）が大井川水力電気事業・静岡水力電気事業から継承した水利権を新設の日英水力電気に譲渡して、日英水力電気が水力発電事業を行うことになっていた。この段取りに沿って、三社合併にともなう「会社名変更願」が〇八年

第1表 日英共同(株)と日英水力電気の目論見書の対照

| 日 英 共 同 株 式 会 社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 日 英 水 力 電 気 株 式 会 社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 当会社は、水利権・土地・山林・鉱業権・其他各種の財産を取得・開発・運用・販売・貸借及処分し、且つ各種の機械器具・其他の物件を製造・取得・販売・貸借及処分し、且つ各種の工場を施設し、其他右の業務又は一部分を執行する為め必要便宜又は利益なる一切の事項及業務を執行するを以て目的とす。</p> <p>(2) 当会社は株式組織とし、資本総額を100万円とし、之を2万株に分ち、1株の金額を50円とす。</p> <p>(3) 当会社は日英共同事業にして、全資本の一半は之を英国に於て他の一半は之を日本に於て募集するものとす。</p> <p>(4) 当会社は其獲得したる静岡県下大井川筋に於ける水利使用権を日英水力電気株式会社に譲渡したるを以て、其報償として該会社か其資本に対し年8分の利益配当をなし、尚剰余ある時に其10分の4を該会社より受取るものとす。</p> <p>▷ 収支予算(単位千円)</p> <p>〈日英水力電気第1期工事竣工後〉</p> <p>総収入 78.8      総支出 35.72</p> <p>差引利益金 43.08</p> <p>うち法定積立金 2.154</p> <p>役員賞与及交際費 2.154</p> <p>配当金 38.772 (年3.9%)</p> <p>〈日英水力電気第2期工事竣工後〉</p> <p>総収入 569      総支出 112.72</p> <p>差引利益金 456.28</p> <p>うち法定積立金 22.814</p> <p>役員賞与及交際費 23</p> <p>配当金 380 (年38%)</p> <p>繰越金 30.466</p> | <p>(1) 当会社は日英共同株式会社に静岡県下大井川筋において獲得せし水利使用権を特別契約の下に譲り受け、該水力を以て電気を発生せしめ、之を東京府下に遠送し、電力供給其他之に關聯する事業を営むを以て目的とす。</p> <p>(2) 当会社は株式組織にして資本総額を1,250万円とし、之を25万株に分ち、1株の金額を50円とす。</p> <p>(3) 当会社は日英共同の事業にして、全資本の一半は之を英国に於て他の一半は之を日本に於て募集するものとす。</p> <p>(4) 当会社は第一期工事を竣りたる後直に外債500万円を募集し、之を以て拡張工事費に充つるものとす。</p> <p>(5) 当会社の設計は既往2年に亙り内外技術者か精細なる踏査研究の結果之を作成せしものにして、極めて完全なるものなり。</p> <p>(6) 当会社の工事費及収支予算は確実を主とし充分の余裕を見込み立案せるものなるを以て、他日実際の計数は工事費及収支予算の各項目共予算に超過せざるを信す。</p> <p>(7) …略</p> <p>▷ 収支予算(単位千円)</p> <p>〈第1期工事竣工後〉…3万馬力まで販売可能</p> <p>総収入 1,680      総支出 420</p> <p>差引利益金 1,260</p> <p>うち法定積立金63 役員賞与及交際費63</p> <p>第1配当金1,000(年8%)</p> <p>第2配当金 55.2(年0.4%)</p> <p>日英共同(株)へ支払う分78.8</p> <p>〈第2期工事竣工後〉…6万馬力まで販売可能</p> <p>総収入 3,555      総支出 1,005</p> <p>差引利益金 2,550</p> <p>うち法定積立金127.5 役員賞与及交際費127.5</p> <p>第1配当金1,000(年8%)</p> <p>第2配当金726(年5.8%)</p> <p>日英共同(株)へ支払う分569</p> |

(出典) 「日英水力株式募集」(『中外商業新報』1908年7月11日付)

六月八日に、「水利権譲渡願」が〇八年六月二七日に、それぞれ認可された<sup>(16)</sup>。

〇七年末から〇八年前半にかけて、日英水力電気事業計画は着々と進展した。〇七年一月二六日には、「灌漑流水其の他沿岸住民の用水に妨害をなさざること」<sup>(17)</sup>、「発電の上は直に静岡市内に低価を以て電力を供給すべきこと」<sup>(17)</sup>等を条件として、内務省の認可書が交付された。〇八年五月までには、東京鉄道に対する二万馬力<sup>(18)</sup>の電力供給契約が整った<sup>(19)</sup>。そして、〇八年七月一〇日には、逓信省の会社設立許可があり<sup>(20)</sup>、東京市・荏原郡（品川町・目黒村）・豊多摩郡（内藤新宿町・淀橋町・中野町）における五〇馬力以上の電力供給権が認められた<sup>(21)</sup>。

電力の供給先が明確化したことと並行して、具体的な発電プランが作成された。〇八年春に來日した米国人技師スカイラーは、ハウルスと検討を重ねた結果、同年五月に、大井川水力電気事業の有していた水利権を利用して六万馬力の電力を得るプラン<sup>(22)</sup>をまとめた。このプランは、当時世界最高の二六五尺<sup>(23)</sup>を上回る高さ三〇〇尺の堰堤を井川村接阻峡に築造するという、特筆すべき内容を含んでいた。

事業計画の具体化にともない、日本側の発起人は拡充された。「日英同盟の経済版」という点で日英水力電気構想に共感した松方正義・井上馨の両元老は、発起人の拡充に積極的協力した。例えば渋沢栄一は、〇八年六月五日に京浜地区の実業家を招いて三井集会所で開かれた会社設立協議会<sup>(24)</sup>に松方・井上の勧誘により出席し<sup>(25)</sup>、発起人に加わった。第2表にあるように、日英共同（株）・日英水力電気両社の創立費を出資した日本側の発起人は二九名にのぼった。さらに、岩崎久彌・三井八郎右衛門・鍋島直大・松尾臣善・高橋是清・近藤廉平・大倉喜八郎・益田孝・早川千吉郎・添田寿一らも、賛成人として名を連ねた<sup>(26)</sup>。こうして日英水力電気設立構想は、財閥代表者・大企業経

第2表 日英共同（株）・日英水力電気両社の創立費を出資した発起人一覧

（単位：円）

| 発 起 人      | 出 資 額  | 発 起 人     | 出 資 額   |
|------------|--------|-----------|---------|
| 園 田 孝 吉    | 23,700 | 大田黒 重五郎   | 1,500   |
| 朝 吹 英 二    | 22,700 | 岸 敬二郎     | 1,500   |
| △ 毛 利 元 昭  | 8,100  | 中 村 円一郎   | 1,500   |
| △ 島 津 忠 重  | 8,100  | 秋 山 源兵衛   | 1,500   |
| △ 副 島 道 正  | 8,000  | 小 林 八右衛門  | 1,500   |
| △ 古 河 虎 之助 | 5,400  | △ 毛 利 五 郎 | 1,350   |
| △ 貝 島 太 助  | 5,400  | 久 野 昌 一   | 1,000   |
| △ 赤 星 太 鉄  | 5,400  | 磯 野 新 蔵   | 1,000   |
| △ 樺 山 愛 輔  | 4,500  | 大 谷 嘉兵衛   | 1,000   |
| △ 岩 倉 具 張  | 2,700  | 益 田 太 郎   | 1,000   |
| △ 渋 沢 栄 一  | 2,700  | 宮 崎 喜久太郎  | 1,000   |
| △ 今 村 繁 七  | 2,700  | 殿 岡 幸次郎   | 500     |
| △ 木 下 三 郎  | 2,500  | 小 野 金 六   | 500     |
| 石 原 直 太郎   | 2,500  | 海 野 孝三郎   | 500     |
| 白 杉 政 愛    | 1,500  | 合 計       | 121,250 |

（出典）『日英水力電気株式会社記録』

△ は特別関係者。

営者・金融機関関係者・地元静岡県の有力者らを含む「我国に於ける重なる富豪の賛助を得<sup>(27)</sup>」ることになった。

〇八年六月一〇日には日英共同（株）・日英水力電気両社の定款・目論見書・趣意書の原案が作成され、同月二七日には両社の発起人総会が開かれた<sup>(28)</sup>。面総会は、創立委員を選出するとともに<sup>(29)</sup>、株式募集の段取りを決定した。この時点では先述した「契約書」の第七項前段にもとづき日英の出資比率は一对一とされていたため、日本での発行株数は日

英共同(株)が一万株、日英水力電気が二万五〇〇〇株であった(第1表参照)。日程的には七月三十一日までに証拠金(両社とも一株につき二円五〇銭)、八月二〇日までに第一回払込金(日英共同は一株につき二五円、日英水力電気は一株につき一二円五〇銭)を徴収することになったが、日英共同(株)の株式は直接募集せず、日英水力電気株式一〇〇株に対して日英共同(株)の株式八株を交付することになった。

しかし、日英水力電気の株式募集に関する〇八年六月二七日の発行人総会の決定は、事態をあまりに樂觀視したものであった。当時の日本では、〇七年の世界恐慌を契機として日露戦後恐慌が勃発し、激しい金融逼迫が生じていた。日英水力電気の株式の証拠金が徴収された〇八年七月には、市中金利は、ピーク(〇八年五月)を越えたものの、引き続き高水準を維持していた。そのため、日英水力電気の日本での発行株式一二万五〇〇〇株に対して証拠金の締切日までに七万〇三〇七株(うち発起人・賛成人引受が四万株<sup>39)</sup>)の応募があったに過ぎず、五万四六九三株の未定株式が生じて第一回払込は延期されることになった。

「英国での株式募集も、当初は日本のそれと同じ時期に予定されていたが<sup>32)</sup>、結局は行われなかった。ただし、英国の場合には〇八年七月・八月には金融緩慢が生じていたのであり、株式募集が中止された事情は日本の場合とは異なっていた。

〇八年六月から九月にかけて渡英した、日本側発起人の法律顧問岸清一の帰国後の報告によれば、英国側発起人の神戸シンジケートは、会社設立と株式募集に関する日本の法律について全くと言っていいほど無知であった。日英共同(株)・日英水力電気両社はともに日本で設立される会社であるから、会社設立の登記を行うためには、日本の商法にもとづき、事前に株式を引受済みとしその四分の一以上を払

込済みとしておく必要があった。ところが、神戸シンジケートは、まず発起人が一〇分の一程度の株式を引き受け、重役を選任し登録税等の関連諸税を納入した上で会社設立の登記を行う、英国流の方式が日本でも通用するものと固く信じこんでいた。この点での誤解は渡英した岸の説明で解消したが、神戸シンジケートが英国流の方式に則した準備を進めていたため、〇八年七月・八月に英国で株式募集を行うことは不可能になった(岸のロンドン到着は六月二五日)<sup>33)</sup>。

このように株式募集が中止された直接的な事情は、日本と英国とは異なっていた。しかし、同時に、株式募集を制約した両国に共通する要因も存在した。それは、高さ三〇〇尺の堰堤築造に対する両国技術者の反対であった。

日本では、〇八年五月に日英水力電気の発電プランが発表されると、堰堤崩壊による被害を危惧した大井川下流沿岸の住民が反対運動を起した。意見を問われた当時の土木工学の最高権威者古市公威・中山秀三郎の両博士は、同年八月に『大井川水力電気の計画に関する意見』<sup>34)</sup>を連名で公表し、その中で「堰堤の高さを直立三百尺としたるは断じて同意すること能はず<sup>35)</sup>」との判断を下した。このため内務省は、同年一二月にいたっても、日英水力電気の堰堤築造計画に対して許可を与えなかった<sup>36)</sup>。また、英国でも、「英国側資本家も同国権威者の意見を求めたるに、婉曲なる辞を以て比堰堤工法に賛意を表せず<sup>37)</sup>」という状況であった。

株式募集の失敗と堰堤築造に対する技術者の反対により、日英共同(株)・日英水力電気両社の設立計画を遂行することは困難になった。〇九年一月には、ついに『東洋経済新報』が計画中止を報道するにいたった<sup>38)</sup>。日本側発起人は、いったんこの報道を否定したが<sup>39)</sup>、同年二月二三日に政財界の協力者を交えた会合を開いた結果、「事業を中止するの止むなし<sup>40)</sup>」との結論に到達した。日本側発起人の計画中止

決定は、翌二四日に英国側発起人へ向けて打電された。

### 三、英国中心の出資案

日本側発起人から計画中止決定の通知を受けた英国側発起人の神戸シンジケートは、即座に中止決定の撤回を求める返電を打った。その中で神戸シンジケートは、日英共同（株）・日英水力電気両社の設立計画をあくまで遂行する立場から、①興銀および在ロンドンの三銀行（パース銀行・香港上海銀行・横浜正金銀行ロンドン支店）の協力を得て英国で日英水力電気の株式を一〇〇万ポンド（一〇〇〇万円弱）募集すること、②堰堤の設計を根本的に改めその高さを四〇尺とすること、の二点を主要内容とする新提案を行った<sup>(41)</sup>。このうち①は、従来の日英折半出資案に代わって、先述した「契約書」の第七項後段にもとづき、日英水力電気の全株式の約五分の四を英国で発行しようというものであった。また②は、堰堤築造に対する両国技術者の反対を取り除くために、「堰堤の高を低く四十尺とし之にて安全なること確実なるに於ては之に増築を施す<sup>(42)</sup>」方式を採用しようというものであった。

神戸シンジケートの新提案を受けて、〇九年三月一日に日英水力電気の発起人総会が開かれた<sup>(43)</sup>。席上日本側発起人は、「形勢に非常の変化ありたる<sup>(44)</sup>」との認識に立って計画中止決定を取り消し、新提案に沿って会社設立をめざすことを確認した。もともと同年二月二三日の中止決定は、「今日我財界の不振は引受けの残株を募集すること到底不可能に属する<sup>(45)</sup>」との判断にもとづいてなされたものであった。従って、日本での株式募集規模を大幅に縮小する新提案が示された以上、中止決定が撤回されることになったのは当然の成行きであった。三月一日の発起人総会では、「日英共同事業に関する水力電気株式会社

社の資本金は日英両国双方均一に分担するの計画を改め必ずしも之に依らずして日本興業銀行及倫敦銀行並に仲買人との協同を得るに於ては日本側に於て引受けたる残額を英国側に於て募集充当し会社の成立を図るものとす<sup>(46)</sup>」との決議案が採択された。この結果日英水力電気については、従来の日英折半出資案に代わって、英国中心の出資案にもとづいて会社設立がめざされることになった（決議の文面では、日本での引受残株を英国で発行するという、婉曲的表現が用いられている）。

神戸シンジケートが新提案の中で在ロンドン三銀行の協力を求める方針を打ち出したことは、日本の政府関係者に歓迎された。第3表にあるように、パース銀行・香港上海銀行・横浜正金銀行ロンドン支店の三銀行は、いずれも一八九九年の第一回四分利英貨公債以来日本の英貨外債発行に深く関与していた。ところが従来は、神戸シンジケートと三銀行との関係は緊密とは言えず、政府関係者の間ではこの点を懸念する声が強かった<sup>(47)</sup>。神戸シンジケートの新提案は、このような懸念を取り除く役割をはたした。その結果、日英共同（株）・日英水力電気両社の設立計画に対する政府関係者の支援は、従来より強化された。

一九〇九年三月一四日には桂太郎邸で、政界有力者と日本側発起人・賛成人の中心メンバーとの協議会が開かれた<sup>(48)</sup>。出席者は、首相兼蔵相の桂、元老の松方正義・井上馨、外相の小村寿太郎、大蔵次官の若槻礼次郎、日銀副総裁兼横浜正金銀行頭取の高橋是清、発起人の園田孝吉・朝吹英二・副島道正・樺山愛輔、賛成人の近藤廉平・益田孝の一二名であった。協議会では冒頭、議長役をつとめた井上が、「日英同盟の経済版」としての日英水力電気の重要性を強調し、出席者に「願くは諸君の尽力により茲に経済上同盟の端緒を開くことを切望す<sup>(49)</sup>」と呼びかけた。次いで小村・若槻が「協同事業は至極結構<sup>(50)</sup>」との立

第3表 金本位制実施以後第1次大戦以前の日本の英貨外債とパース銀行・香港上海銀行・横浜正金銀行ロンドン支店の関与

| 種別                  | 発行年  | 外 債 名 称       | 3 銀行の関与     | 引受会社（引）、仲介者（仲）、主周旋人（周） |
|---------------------|------|---------------|-------------|------------------------|
| 国<br><br>債          | 1899 | 第1回4分利英貨公債    | 募 集 取 扱 銀 行 | (引) パンミュア・ゴールドン商会      |
|                     | 1904 | 第1回6分利 //     | //          | (引) //                 |
|                     | 04   | 第2回6分利 //     | //          | (引) //                 |
|                     | 05   | 第1回4分半利 //    | //          | (引) //                 |
|                     | 05   | 第2回4分半利 //    | //          | (引) //                 |
|                     | 05   | 第2回4分利 //     | 引 受 会 社     | (引) 3銀行とロンドン・ロスチャイルド商会 |
|                     | 07   | 5 分 利 //      | //          | (引) //                 |
|                     | 10   | 第3回4分利 //     | //          | (引) 3銀行                |
|                     | 13   | 第1回英貨鉄道証券     | 私 募 の 後 援   | (周) パンミュア・ゴールドン商会      |
|                     | 13   | 英貨鉄道債券        | //          | (周) //                 |
|                     | 14   | 第2回英貨鉄道証券     | //          | (周) //                 |
|                     | 15   | 第3回 // (甲)    | //          | (周) //                 |
|                     | 15   | 第3回 // (乙)    | //          | (周) //                 |
| 地<br><br>方<br><br>債 | 1906 | 東京市5分利事業公債    | 募 集 取 扱 銀 行 | (引) 日本興業銀行             |
|                     | 07   | 横浜市5分利 //     | 関 与 せ ず     | (引) サミュール・サミュール商会      |
|                     | 09   | 横浜市6分利ガス //   | 引 受 会 社 *   | (引) 香港上海銀行             |
|                     | 09   | 大阪市電気軌道及水道 // | 募 集 取 扱 銀 行 | (引) 日本興業銀行             |
|                     | 09   | 名古屋市5分利英貨公債   | 関 与 せ ず     | (引) セール・フレザー商会         |
|                     | 09   | 横浜市第2回水道公債    | 募 集 取 扱 銀 行 | (引) 日本興業銀行             |
|                     | 12   | 東京市5分利電気事業公債  | //          | (引) //                 |
|                     | 12   | 横浜市第2回ガス //   | 関 与 せ ず     | (引) セール・フレザー商会         |
| 社<br><br>債          | 06   | 北海道炭砒鉄道英貨社債   | 関 与 せ ず     | (引) チャータード銀行           |
|                     | 06   | 関西鉄道 //       | //          | (引) M・サミュール商会          |
|                     | 07   | 第1回南満州鉄道社債    | 募 集 取 扱 銀 行 | (引) 日本興業銀行             |
|                     | 08   | 第2回 //        | //          | (引) パンミュア・ゴールドン商会      |
|                     | 08   | 第13回日本興業銀行債券  | //          | (仲) //                 |
|                     | 08   | 第3回南満州鉄道社債    | //          | (引) 日本興業銀行             |
|                     | 11   | 第4回 //        | //          | (引) //                 |

(出典) 日本興業銀行外事部『日本外債小史』(1948年)、日本銀行外債局『外債関係資料集第4集』(1962年)

- (注) 1. 引受会社は英国での発行分のみを掲載。  
2. \*は、パース銀行・横浜正金銀行ロンドン支店は関与せず。  
3. パンミュア・ゴールドン商会は、興銀のロンドンでの代理店。

場から発言し、最後に桂が「今日以後は一層熱誠を以って本事業の援助を与うべし<sup>(51)</sup>」と締めくくった。会社設立に対する政界有力者の後押しは、この協議会でピークに達したと言うことができる。

協議会は、日英水力電気設立の具体的段取りについて、一〇項目にわたる決議案を採択した。決議の要点は、英国での株式発行に関しては、興銀と在ロンドン三銀行が共同で責任をもつこと（第一項）。設計変更にもない内外技術者の調査を再び行ない、再調査完了まで会社設立を延期すること（第二項）。日英折半出資が望ましいが、ただし、日英のどちらかで引受残株が生じた時は善後策を講ずること（第三項）。会社設立の交渉のため園田創立委員長<sup>(52)</sup>が渡英し、その間渋沢栄一が委員長代理をつとめること（第五項）。会社設立の手続は日本の法律にもとづいて行なうこと（第六項）。英国での株式払込金は横浜正金銀行経由で送金すること（第九項）。などの諸点であった<sup>(53)</sup>。この決議は、〇九年二月の神戸シンジケートの新提案に基本的には合致するものであった。そのことは、協議会の席上井上が日英折半出資を強く主張したにもかかわらず、事実上英国中心の出資に道を開く決議第三項の但書きが挿入されたことから、窺い知ることができる。

しかし、ここで見落すことができない点は、協議会の決議が日英水力電気の英国での株式発行に関して、興銀が単独で発行銀行となり在ロンドン三銀行が募集業務を代行する方式を排除し、興銀と在ロンドン三銀行が共同で発行銀行となる方式を採用したことである（第一項）。この点は、協議会の結論を英国に知らせる電文の中でも、「興業銀行は発行銀行たることを拒絶せり。然れどもパース銀行香上銀行及正金銀行と共に同一の条件の下に発行者たることは妨なし<sup>(54)</sup>」という形で明記された。興銀は、当時まだ十分に社会的信用を勝ち得ていなかった水力発電事業<sup>(55)</sup>について、単独で英国の株主に対する徳義上の責任を負うことは危険だと考えていた<sup>(56)</sup>。協議会の決定は、このような興

銀の意向を反映したものであった。

園田は、協議会の決議の第五項にもとづき、〇九年三月に英国に向け出資した。園田がロンドンでパース銀行の代表（シャンドおよびウォーレー）と会見したのは、同年五月一〇日であった<sup>(57)</sup>。この時点まで日本側関係者の間では、興銀と在ロンドン三銀行が共同で発行銀行となる方式が実現するだろうとの楽観的見方が支配的であった。ところが、会見の席上パース銀行の代表は、いかなる形態であれ在ロンドン三銀行が発行銀行となることはできない、と園田に返答した。その理由は、日英水力電気のような「新事業の為に発行銀行となるは前例なき<sup>(58)</sup>」という点にあった。

興銀が単独で発行銀行となることを拒否し、在ロンドン三銀行が発行銀行に加わることを拒絶したため、英国で日英水力電気の株式を一〇〇万ポンド募集する構想は暗礁に乗り上げた。〇九年二月の神戸シンジケートの新提案に端を発した、英国中心の出資案による日英水力電気の設立計画は、このようにあつてなく破綻した。パース銀行代表の拒絶回答は、同年五月一三日付の電報で、園田から日本にいる渋沢創立委員長代理に伝えられた。英国中心の出資案が破綻して以降渋沢は、従来のように積極的に日英水力電気の設立計画に関与することはなくなった。渋沢は、園田が英国を離れて帰国の途についたことを確認した上で、同年六月六日に日英水力電気の創立委員を辞任した<sup>(59)</sup>。

#### 四、英国主導の大規模親会社設立案

ロンドンの事情に詳しい神戸シンジケートは、日本側関係者とは異なり、〇九年五月一〇日のパース銀行代表の拒絶回答をある程度予測していた。そのため神戸シンジケートは、園田の訪英に際して、英国中心の出資案による日英水力電気の設立計画が破綻した場合の代案を、

事前に用意していた。この第二の新提案は、同年五月二日と二日の二度にわたって神戸シンジケートからロンドン滞在中の園田に示された<sup>(60)</sup>。その主要内容は、①日英共同（株）の設立を取りやめ、かわりに英国ないしカナダで親会社を設立すること。②親会社の資本規模は、当時日本で最大の電力会社であった東京電灯のそれ（公称資本金二四〇〇万円、払込資本金一七二六万円）を上回る、大規模なものとすること。③日本で設立する子会社の日英水力電気は、親会社と同一の資本規模とし、親会社の全額出資とすること。④親会社は英国ないしカナダで資本額と同額の社債を発行し<sup>(61)</sup>、その手取金を日英水力電気の工事資金に充当すること。⑤親会社の社債については、ロンドンのブローカーのスパリーング商会を中心とする新シンジケートが発行引受すること。⑥日本側発起人・神戸シンジケート・新シンジケートは、報酬として一定額の親会社の払込済みの株式を受け取ること。などであった。一二日の提案と二二日の提案は大筋では一致していたが、親会社の設立地（社債の発行地）・親会社の資本額（子会社の資本額・社債の発行額）・新シンジケート名等の点で若干食い違っていた。具体的には、それぞれの点について、一二日の提案がカナダ・二五〇〇万ドル（五〇〇〇万円強）・イースタンシンジケートとしたのに対して、二二日の提案は英国・三〇〇万ポンド（三〇〇〇万円弱）・ユニオンシンジケートとしていた。

園田は、五月一二日に資本金二五〇〇万ドルの親会社をカナダで設立するという案を示された時には、「実ニ此案ノ突飛ニシテ無責任ナルニハ一驚ヲ喫セサルヲ得ス<sup>(62)</sup>」との感想をもった。そして、翌一二日の渋沢あての電報の中でも、「神戸「シンヂケート」ヨリ新案提出アリタルモ承諾出来難シ<sup>(63)</sup>」と述べた。しかし、その後、①二二日に、資本金三〇〇万ポンドの親会社を英国で設立するというように提案内容が修正されたこと。②調査の結果、スパリーング商会がロンドン

ンでも有力なブローカーであり、メキシコやブラジルで同様の方式により水力電気事業を成功させていることが判明したこと<sup>(64)</sup>。などによって第二の新提案に対する園田の考え方は変化した。その結果園田は、ロンドン出発の直前の五月二五日に副島あてに打った電報の中では、「提案ハ唯一ノ実行方法ナリト考フ<sup>(65)</sup>」と述べるにいたった。

園田が帰国した直後の〇九年七月七日、再び桂邸で、政界有力者と日本側発起人・賛成人との協議会が開かれた<sup>(66)</sup>。出席者は、同年三月の協議会に出席した一一名（近藤は欠席）に加えて、通相の後藤新平、渋沢、岸（清一）の一四名であった。協議会ではまず園田が英国での交渉経過を報告し、三月の協議会の決議が実現にいたらなかった事情や、神戸シンジケートが示した第二の新提案の内容などを説明した。続いて行われた討論では、日英水力電気の設立自体については賛成意見が多数を占めたが、その具体的段取りとして大規模な親会社を英国で設立するという案については賛否両論が相拮抗した。この案に対して、政界有力者の中で松方・井上・小村は賛成したが、高橋・若槻は反対した。桂・後藤は両者の中間的な立場をとり、当面は調査研究が必要であると主張した。例えば桂は、「我国が此種の会社組織法則ち英国人が其植民地又は南米等に於て実行しつゝある方法を我国に適用する事を許すや否や……（中略）……は聊研究問題に属せり<sup>(67)</sup>」と述べ、その上で「此方法にして有益にして害なき事明かなるときは政府者は寧ろ法律を改正して迄も便宜を与うべし<sup>(68)</sup>」と発言した。結局協議会は、「此際は猶慎重を要するの時機なり<sup>(69)</sup>」という桂の意見にもとづき、第二の新提案に対する態度を保留し、スパリーング商会の代表を日本に招請することだけを決定した<sup>(70)</sup>。日英水力電気の設立に対する政界有力者の後押しは、この協議会でも引き続き存在したが、具体的段取りにまで立ち入る決定がなされた三月の協議会の場合に比べれば後退したと言いうことができる。

会社設立計画の大幅な変更にともない、一連の対策を講ずるため、

○九年七月一七日に日英共同（株）・日英水力電気両社合同の創立委員会が開かれた<sup>(71)</sup>。この委員会は、①株式の募集方法の変更が予想されるので（日英水力電気が親会社の全額出資で設立されることになれば、日本での株式募集は行われないことになる）、○八年七月に徴収した株式証拠金は、利子を付して応募者に返還すること。②○八年六月に選出された日英共同（株）・日英水力電気両社の創立委員は、総辞職すること。③新たに交渉委員を選出し、来日するスパーリング商会代表との交渉に備えること。などを決定した。なお、交渉委員には、園田・副島・樺山・朝吹・近藤・中村・田中常德・岸（清一）の八名が選出された<sup>(72)</sup>。

スパーリング商会代表のストレーシーと同行技師のミチエルは、○九年七月の協議会の決定による招請を受けて、同年八月二三日に来日した。第4表は、同年八月から一月にかけての日本側交渉委員とスパーリング商会代表との交渉の経過をまとめたものである。事前の園田の樂觀的な見通し<sup>(73)</sup>や、日英水力電気の設定準備の順調な進展を伝えたこの時期の『東洋経済新報』の一連の報道<sup>(74)</sup>にもかかわらず、実際の交渉はきわめて難航した。

○九年九月一三日の第一回交渉委員会<sup>(75)</sup>には、正規のメンバーである日本側交渉委員に加えて、ストレーシーとミチエルも出席した。ミチエルは、来日以降の一連の実地調査をふまえて報告を行ない、その中で日英水力電気の事業計画について、「結局失望せりと云うも過言にあらざるべし<sup>(76)</sup>」との衝撃的な見解を表明した<sup>(77)</sup>。その理由は、①「貴国（日本：引用者）に於ては石炭頗る低廉にして今日迄余等の接し得し報告よりは約四割低廉に動力を発生し得<sup>(78)</sup>」るのであり、「石炭を以て動力を低廉に発生し能う以上は、水力事業の前途必ずしも有望と云うを得ず<sup>(79)</sup>」と判断せざるを得ないこと。②日英水力電気の設定

第4表 日本側交渉委員とスパーリング商会代表との交渉経過  
（1909年8月～11月）

| 月 日    | 交 渉 経 過                                             |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 8. 23  | ・ストレーシーとミチエル来日。                                     |
| 9. 13  | ・第1回交渉委員会開催。ストレーシーとミチエルも出席。                         |
| 10. 1  | ・井上邸で、井上、桂、園田、副島、朝吹、ストレーシー、ミチエルら懇談。                 |
| 10. 9  | ・ストレーシーとミチエル、連名で日本側交渉委員に書簡提出。                       |
| 10. 12 | ・第2回交渉委員会開催。                                        |
| 10. 14 | ・第3回交渉委員会開催。<br>・終了後、帝国ホテルで朝吹、副島、樺山とストレーシー、ミチエルが会談。 |
| 10. 18 | ・第4回交渉委員会開催。                                        |
| 10. 20 | ・井上、園田、近藤が善後策を協議。                                   |
| 10. 21 | ・第5回交渉委員会開催。                                        |
| 10. —  | ・この頃、ストレーシー帰国のため離日。                                 |
| 10. 28 | ・第6回交渉委員会開催。                                        |
| 11. —  | ・この頃、近藤とミチエルが2度会談。<br>・会談後、ミチエル帰国のため離日。             |
| 11. 30 | ・第7回交渉委員会開催。                                        |

（出典）『日英水力電気株式会社記録』、「水電実査の報告、内山田邸の会合」（『中外商業新報』1909年10月2日付）

立が予定より遅延したため、○八年に締結した東京鉄道に対する電力供給契約の有効性に疑問が生じ、「東鉄の契約すらも未だ必ずしも我が掌中に歸したるものとも云うべからず<sup>(80)</sup>」という状態であること。③大井川の水力利用に関する静岡県および内務省の許可には、種々の厳格な付帯条件がつけられており、「之を英国資本家に示せば彼らをして非常なる恐怖心を起さしむるに至る<sup>(81)</sup>」こと。④「大需用は一馬

力に付僅少なる価を払い且満期の后急に動力使用を拒絶するときは会社は其販路に苦しむの憂あり。小需用者は高価なる料金を支払い且つ遽かに動力使用を拒絶するも会社の収支に大なる影響を及ぼさず<sup>(82)</sup>」という状況があるにもかかわらず、日英水力電気は東京市とその近辺で五〇馬力以上の大口電力の供給権を有しているにとどまり、「貴会社（日英水力電気：引用者）の方針は動力の大需用者のみを目的にせらるゝ様なれども是大なる誤りなり<sup>(83)</sup>」と言わざるを得ないこと。の四点であつた。ミチュルの報告に対して日本側交渉委員は、石炭価格の上昇傾向などを指摘して激しく反論した。しかし、議論は平行線をたどり、結局第一回交渉委員会は、他日スパリーング商会代表が要求事項をまとめて文書で提出することだけを確認して散会した。

第一回交渉委員会の三日後の九月一六日に、鬼怒川水力電気と東京鉄道は、二万馬力の電力売買契約を締結した<sup>(84)</sup>。その結果、日英水力電気の東京鉄道に対する電力供給契約は、事実上効力を失った。こうした新事態を反映して、ストレーシーとミチュルが連名で日本側交渉委員に提出した一〇月九日付の要求事項をまとめた書簡<sup>(85)</sup>では、日英水力電気の事業計画の問題点が一段と厳しい調子で指摘された。そこでは、「生等が東京の送電距離に於て予測せる結果に依れば他に一又は多くの水力あるを相感せしめ申候<sup>(86)</sup>」と述べられ、前記の四点に加えて、有力な競争会社の存在が新たに問題とされた。ストレーシーとミチュルは、書簡の中で、①水力利用許可の付帯条件の大幅な緩和、②東京とその周辺での電灯供給権・小口電力供給権の獲得、③競争会社の所有する水利権の買収、などを要求した。そして、④電灯供給権・小口電力供給権の獲得に失敗した場合には、日本側発起人が受け取る報酬を三分の一減額すること。⑤会社設立後五年間は、競争会社所有の水利権の買収費用を日本側発起人が負担すること。⑥日本側発起人が報酬として受け取る親会社の払込済み株式については、株価を維持

するため、スパリーング商会が一定の期間保管すること。なども要求事項に加えた。

スパリーング商会代表の一連の要求は、日本側交渉委員の激しい反発を招いた。一〇月九日付の書簡を受けて開かれた一二日の第二回交渉委員会<sup>(87)</sup>と一四日の第三回交渉委員会<sup>(88)</sup>では、要求事項の①③の実現困難性と④⑥の屈辱性が、多くの交渉委員によって指摘された。例えば朝吹は、「如此屈辱的条件を彼等が出す場合には書面を認めざるに先つて断じて排斥すべし<sup>(89)</sup>」と述べ、「彼等が全然心を入れ換へざる以上は事業を中止する方得策なり<sup>(90)</sup>」と断じた。第三回交渉委員会の終了後朝吹・副島・樺山の三名は、投宿中の帝国ホテルにストレーシーとミチュルを訪ね、書簡に対する日本側交渉委員の拒絶回答を伝えた<sup>(91)</sup>。こうして交渉は決裂状態に陥り、一八日の第四回交渉委員会<sup>(92)</sup>では、交渉委員の総辞職と元老の井上を交えた善後策の協議の二点が、確認された。

井上は、一〇月一日には自邸に桂首相、日本側交渉委員、スパリーング商会代表を招いて懇談会を開く<sup>(93)</sup>など、交渉の成功のために側面から援助を続けていた。二〇日に園田と近藤から交渉決裂の報告を受けた井上は、あくまで交渉を継続することを求めて、具体的な指示を行った。指示の内容は全交渉委員の留任と今後の交渉の近藤への一任の二点であつたが、これらの点は、翌二一日の第五回交渉委員会<sup>(94)</sup>で、いずれも確認された。

近藤は、一〇月二八日の第六回交渉委員会<sup>(95)</sup>で、他の交渉委員は今後スパリーング商会代表と直接接触しないという了解を取りつけたのち、二度にわたってミチュルと会談した（ストレーシーはすでに帰国していた）。この会談は、双方の誤解と感情面でのしこりを取り除く点では効果的であつたが、交渉の具体的な進展には寄与しなかった。こ

こでもミチュルは、「不幸にして鬼怒川、吾妻川に及ぶものなしと雖<sup>(96)</sup>

ふ。仕掛に於ては桂川最も成効の見込あり<sup>(96)</sup>と述べ、競争会社の脅威を強調した。結局ミチエルは、将来において「再び交渉を開始せんことを希望す<sup>(97)</sup>」としながらも、交渉を打ち切り帰国する意向を表明した。こうして神戸シンジケートが第二の新提案として持ち出した、スパリーング商会の協力を得て英国で大規模な親会社を設立するという案は、実現の見通しが立たないまま棚上げされることになった。近藤は、一月三〇日の第七回交渉委員会<sup>(98)</sup>の席上、「委員諸氏に満足を与ふべき結果を得ざりしは汗顔の至りなり<sup>(99)</sup>」と釈明せざるを得なかった。

第七回交渉委員会では、「兎に角向う一年位権利を留持するの目的を以て会社の看板だけ掛け置く事<sup>(100)</sup>」が今後の方針として確認され、「事務所は六ヶ月間借り置き不要の室は又貸を為す事<sup>(101)</sup>」、「使用人は出来得る限り減員する事<sup>(101)</sup>」、「一万二千円を以て一ヶ年を支ゆる事<sup>(101)</sup>」等の当面の具体的対策が決議された。○九年十二月二〇日に開かれた日英水力電気の発起人総会<sup>(102)</sup>は、第七回交渉委員会の決議を承認し、新たに創立委員を選出した。選出された創立委員は、園田・副島・樺山・朝吹・大田黒・久野・中村・田中・毛利（五郎）・大谷の一〇名であった。

## 五、鬼怒川水力電気との合同案

日本側交渉委員とスパリーング商会代表との直接交渉が失敗に終わったため、日英共同出資による水力電気会社設立の構想はまたも暗礁に乗り上げた。しかし、○九年末から一〇年前半にかけての時期には、日英双方の発起人は会社設立の努力を継続した。日本側発起人は、スパリーング商会代表が示した要求事項のいくつかを実現することによって、交渉再開の糸口をつかもうとした。神戸シンジケートは、日本

側発起人と連絡をとりつつ、ロンドンにおいてスパリーング商会との折衝を続けた<sup>(103)</sup>

交渉が失敗に終わったのち、日本側発起人の間では、あくまで日英共同出資をめざすのならば、スパリーング商会代表が示した要求事項のいくつかを実現して交渉再開に努力する必要がある、との意見が徐々に高まった。こうした意見は、○九年一〇月九日付の書簡に書かれた一連の要求のうち屈辱的な条項（前記の④⑤⑥）は容認できないが、水力利用許可の付帯条件の緩和・東京とその周辺での電灯供給権等の獲得・競争会社所有の水利権の買収（前記の①②③）等の条項は「尤なる要求<sup>(104)</sup>」と見なしうる、との新たな評価と結びついていた。例えば、第三回交渉委員会で激しく一〇月九日付の書簡を非難した朝吹は、交渉失敗後の第七回交渉委員会では、競争会社所有の水利権買収の要求について、「今退て考る時は、或点に於ては又尤なる要求なりし。何となれば彼等が水力事業を起し之を東京に遠送するに方って最も恐るゝ処は同業者の競争にあり。故に競争の虞を根絶する為には勢ひ彼の如き要求を為さざる可らず。事業家として尤の事にして地位を代へて余がミチエル氏なりしならば必ず同一の要求を為したるべし<sup>(104)</sup>」と述べるにいたった。

日本側発起人は、○九年末から一〇年前半にかけて、前記の①③の要求事項を実現するために行動した。まず、水力利用許可の付帯条件の緩和については、静岡県知事と折衝を重ねた。その結果、一〇年四月四日の創立委員会<sup>(105)</sup>での副島の報告によれば、「静岡県知事も非常なる同情と破格の取扱を以て当方の要求を全部承諾することに決定せられたり<sup>(106)</sup>」との成果を得た。次に、東京およびその周辺での電灯供給権等の獲得については、逓信省電気局に対して陳情を行った。ここでも、同じ副島の報告によれば、「電燈権の出願に対しては電気局の意見に依れば今日東京に三個の電燈会社を置くの必要なし<sup>(107)</sup>。然

れども他日其必要を認むる時に於ては第一に先づ我々の願書を詮議に及ぶべき旨申されたり<sup>(108)</sup>」との部分的成果を得た。残された要求事項は競争会社所有の水利権の買収であったが、日本側発起人は、この点で具体的成果を得ることが交渉再開のための不可欠の前提であると考えていた。なぜなら、日本側交渉委員との交渉の際に、スパーリング商会代表が、日英水力電気の計画の問題点としてとくに強調したのは、競争会社の脅威だったからである。四月四日の創立委員会は、競争会社の脅威を取り除くための具体策として、鬼怒川水力電気との合同に力を注ぐことを確認した。

日英水力電気の創立委員会が合同対象として鬼怒川水力電気を選出した理由は、①東京鉄道との間に電力売買契約を締結するなど、鬼怒川水力電気が最大の競争会社であったこと。②日英水力電気の創立委員の大田黒と久野、およびもと日英共同(株)の創立委員の白杉が鬼怒川下流の水利権の所有者であったこと。の二点であった。鬼怒川上流の水利権を有する鬼怒川水力電気は、会社設立の準備を着々と進めていたが、発電力の増強と発電コストの低減のために下流の水利権の合併を強く希望していた<sup>(109)</sup>。そのため鬼怒川水力電気代表の利光鶴松はさかんに大田黒に会談を申し入れていたが、その会談を利用して一気に日英水力電気と鬼怒川水力電気との合同を実現しようというのが、日英水力電気の創立委員会のねらいであった。

一〇年七月に大田黒と利光は、数回にわたって会談した。席上大田黒は、鬼怒川上流・下流の水利権合併の前提条件として、鬼怒川水力電気が日英水力電気との合同に應ずるよう主張した。日英水力電気側が持ち出した両社合同の条件は、「(一)合同の上は日英水電を第一順位に起工すること、(二)此点に争議あれば合同会社に関係なき専門家に依る調査委員会を設け、其決定に依り起工の順位を決すべきこと、(三)鬼怒川水電が二十万円を創立費に計上する如く、日英水電調査費七十万

円を計上せんこと<sup>(110)</sup>」の三点であった。これに対して利光は、この合同条件を拒否するとともに、鬼怒川上流・下流の水利権合併を先行させることを主張した。大田黒と利光の主張は平行線をたどったが、大田黒側には鬼怒川下流の水利権が一〇年一月で期限切れになるという弱みがあった。期限内に水力電気会社を設立しなければ水利権は取り消されるが、鬼怒川下流では独自の会社設立の準備は進捗していなかった。従って、大田黒らが引き続き水利権を保持するためには、早期に上流の鬼怒川水力電気の会社設立計画に合流する必要があった。このような事情が存在したため、会談では結局利光の主張が通り、七月一四日には鬼怒川上流・下流の水利権の合併契約が調印された<sup>(111)</sup>。この契約について大田黒は、七月二日の日英水力電気の創立委員会<sup>(112)</sup>で、先以て鬼怒川上下の合同を為せしと雖も其精神に於ては大合同の下に之を合併せる次第なり<sup>(113)</sup>と釈明したが、これは言わば言い逃れに過ぎなかった<sup>(114)</sup>。下流水利権の合併という所期の目的を達した鬼怒川水力電気は、七月二日に(創立委員会の終了後)日英水力電気との合同を最終的に拒絶した<sup>(115)</sup>。

このように競争会社の脅威の除去策として進められた鬼怒川水力電気との合同交渉は、最大の競争会社である鬼怒川水力電気の水利権を拡張するという正反対の結果をもたらしただけで、失敗に終わった<sup>(116)</sup>。日本側発起人は、競争会社の脅威を取り除く展望が失われた以上、スパーリング商会が交渉再開に應ずる可能性はなくなったと判断した<sup>(117)</sup>。一〇年七月二八日の創立委員会<sup>(118)</sup>は、鬼怒川水力電気との合同交渉の失敗を確認するとともに、以下で述べるような事実上日英共同出資を断念する新方針を決定した。

## 六、破綻と事後処理

一〇年七月二八日の創立委員会で決定された新方針は、①日英水力電気の設定を見合わせ、かわりに資本金七五万円の日英共同(株)を設立すること。②日英水力電気は、静岡水力電気事業から日英共同(株)を経て継承した榛原郡上川根村奥泉字小山地区の水利権を、日英水力(株)に譲渡すること。③日英水力(株)は、小山地区に出力三千馬力の水力発電所を建設すること。④日英水力(株)の発生電力は東京向けに送電せず、静岡県内で販売すること。などを主要内容としていた。この新方針は、日英共同出資による大規模水力電気会社設立の見通しが断たれた状況のもとで、水利権の一部を利用して小規模ながらも事業を開始することによって、日英水力電気の発起人が所有する水利権全体を長期的に保全することをねらったものであった<sup>(119)</sup>。そのためには早期に新会社を設立する必要があり、新会社の資本規模は日本側の単独出資が可能で小さなものとする、小さな資本規模に対応する小規模な水力発電所を建設すること、小規模な発生電力でも採算がとれるよう供給先を静岡県内とすること、などが求められた。

日本側発起人は、新方針の内容を神戸シンジケートに伝える書簡の中で、日英水力(株)の出資方法について「倫敦側が希望せらるゝに於ては、其半額申込の権利を保留す<sup>(120)</sup>」とした上で、「若し希望せざるに於てはシンジケートが日本側と共有する所の牛の頭(小山地区の俗称：引用者)の水利権を放棄せられんことを望む<sup>(121)</sup>」と述べた。前段の引用部分にあるように、新方針の決定後も日英共同出資の可能性は、形の上では残されていた。しかし、実際には、鬼怒川水力電気との合同交渉が失敗した時点で神戸シンジケートは日本からの撤退を決定していたのであり、神戸シンジケートが日英水力(株)の共同出資者となることはもはやあり得ないことであった。日本側発起人は、書

簡を発送した時にはすでにこのことを察知していた。書簡の中の前段の引用部分はいわば形式的な打診に過ぎなかったのであり、書簡の真意は、「若し希望せざるに於ては」以下の後段の引用部分にあった<sup>(122)</sup>。現実には日本側発起人は、打診に対する神戸シンジケートの回答を待たずに、独力で着々と日英水力(株)の設立準備を進めた<sup>(123)</sup>。日本側発起人が予測した通り神戸シンジケートは、一〇年九月二一日に、日英水力(株)への出資は辞退すること、小山地区の水利権を放棄すること、などを内容とする回答を行った。

以上のような経緯を経て、神戸シンジケートは、一〇年十一月十四日に解散した。〇六年二月以来四年九カ月にわたって実現がめざされてきた、日英共同出資による水力電気会社設立の構想は、ここに最終的に破綻した。

日英水力(株)は、一一年二月に正式に設立された<sup>(124)</sup>。設立時資本金は一二〇万円(全額払込済み)であり<sup>(125)</sup>、当初の予定より大きかった。日英水力(株)は、同年七月に浜松電灯を、一二月に島田電灯をそれぞれ買収し、浜松市・志太郡島田町・榛原郡金谷町等での電灯・電力供給権を獲得した<sup>(126)</sup>。日英水力(株)の小山水力発電所は一二年に完成し<sup>(127)</sup>、その出力は当初の予定より小さい一四〇〇キロワット(一九〇〇馬力弱)であった<sup>(128)</sup>。なお、日英水力電気の発起人所有の小山地区以外の水利権、および東京市とその近辺での五〇馬力以上の電力供給権<sup>(129)</sup>は、長期にわたって保全され、最終的には二一年七月に早川電力へ売却された<sup>(130)</sup>。

### おわりに

本稿では、日露戦後期に日英共同出資による大規模電力会社の設立をめざした日英水力電気の構想について、〇六年二月の発端から一〇

年十一月の破綻にいたる経緯を検討した。その経緯を要約すればおよそ以下の通りである。

日英水力電気の設立構想は、「日英同盟の経済版」の意味をもつものとして、〇六年二月にスタートした。調査の結果開発地点を大井川筋に定め、水利権を獲得した上で、〇七年七月に日本側発起人と英国側発起人の神戸シンジケートは正式契約を締結した。同年一〇月頃には「英国商習慣に依り」、親会社の日英共同（株）と子会社の日英水力電気の二社を日本で設立するという案がまとめられた。当初は両社とも日英折半出資がめざされ、〇八年七・八月には日英同時に株式募集が試みられたが、いずれも失敗に終わった。株式募集が失敗に終わった直接の原因は、日本の場合には金融逼迫に遭遇したこと、英国の場合には神戸シンジケートが日本での会社設立方式を誤解したことであつたが、両国の技術者が日英水力電気の堰堤築造計画に反対したことも大きな影響を与えた。いったん会社設立を断念した日本側発起人に対して、〇九年二月に神戸シンジケートは、興銀および在ロンドン三銀行（パース銀行・香港上海銀行・横浜正金銀行ロンドン支店）の協力を得て日英水力電気の株式の大半を英国で発行するという新提案を行った。この新提案を受けて日本では桂首相以下の政界有力者が会社設立のための後押しを強めたが、結局新提案は同年五月に破綻した。破綻の原因は、興銀が単独で日英水力電気の株式の発行銀行となることを拒否し、在ロンドン三銀行が発行銀行に加わることを拒絶したことであつた。ただちに神戸シンジケートは、ロンドンの有力ブローカーであるスパリーリング商会の協力を得て、日英共同（株）のかわりに英国で大規模な親会社を設立するという第二の新提案を行った。しかし、この第二の新提案も、スパリーリング商会代表と日本側発起人代表との直接交渉が失敗に終わった結果、同年十一月には暗礁に乗り上げた。交渉の席上スパリーリング商会代表が指摘した日英水力電気の事業

計画の問題点は、競争会社の脅威が大きいこと、石炭価格が低廉であること、電灯供給権を獲得していないこと、水力利用許可の付帯条件が厳格すぎる点、などの点であつた。交渉失敗後日本側発起人は、最大の競争会社である鬼怒川水力電気との合同を実現して、スパリーリング商会との交渉再開に道を開こうと努力した。しかし、一〇年七月に鬼怒川水力電気が合同を拒絶したため、以後日本側発起人は、日本側の単独出資で小規模な日英水電（株）を設立することに方針転換した。同年十一月には神戸シンジケートが解散し、ここに、四年九月月にわたって実現がめざされた日英水力電気の設立構想は最終的に破綻した。

以上のような経緯を経て、日英共同出資による大規模水力電気会社の設立構想は、実現にいたらなかった。しかし、すでに冒頭でもふれたように、日露戦後期の日本においては水力電気事業が著しい発展をとげた<sup>(131)</sup>。その発展を支えた資金は、いずれの電力会社の場合にも基本的には日本国内で調達された。日英水力電気の英国側関係者は、この時期の日本の水力電気事業についてリスクが大きいと判断し、出資を取り止めた。では、なぜ、日本国内での大規模な資金調達が可能であつたのだろうか。この点が、本稿での検討結果をふまえて、改めて問い直されなければならない<sup>(132)</sup>。

#### 注

- (1) 藤野正三郎『日本の景気循環』（類草書房、一九六五年）六六・八〇頁参照。

- (2) 一尺〇・三メートル強。従つて、三〇〇尺〇九〇メートル強。

- (3) 本稿では、電力中央研究所蔵の『日英水力電気株式会社記録』（全四一七頁、以下では「記録」と略記する）を基礎資料として利用した。これは、同社の主要な会議の記録等を記した筆写資料である。

- (4) 荻野伸三郎『園田孝吉伝』（一九二六年）二六三～二六四頁。なお、本稿では、引用を行う際に旧字体を新字体に改めた。
- (5) 『東邦電力史』（一九六二年）一八八頁参照。
- (6) 藤崎正太郎『翁と日英水電』（樺山愛輔翁、一九五五年）三五頁。
- (7) 前掲『園田孝吉伝』二六四頁。
- (8) 当時は水力電気事業に関しては英国より米国の方が先進国であったため、英国側発起人は米国人水利技師を派遣した。この点については、岸清一「日英水電と英人（上）」（『中外商業新報』一九〇八年一〇月四日付）参照。
- (9) 真野文二『古市公威』（一九三七年）一八〇～一八一頁参照。
- (10) 前掲『古市公威』一八〇～一八一頁。
- (11) 「大井川水電許可」（『東洋経済新報』一九〇七年二月五日号）三一頁、『記録』三七四頁参照。
- (12) 「日英水電創立協議」（『東洋経済新報』一九〇八年六月二五日号）三一頁参照。
- (13) 前掲「日英水電創立協議」三一頁。
- (14) 「日英水力電気会社の創立準備」（『東京経済雑誌』一九〇八年六月一三日号）三四頁。
- (15) 「日英水力電気会社の創立」（『竜門雑誌』一九〇八年八月二五日号）三八頁には、「英国資本家は同国の慣例により社債・優先株・後取株の三種に分ち募集せんと希望なりしも、日本の法律に依れば種々差支あるより、客年十月英国資本家ハイン氏来朝の際、氏と交渉を遂げ終に日英共同・日英水力電気両会社を組織し、……（中略）……英国資本家の希望を充たす事とし、」と記述されている。しかし、二社並立の方式が具体的にいかなる意味で「英国資本家の希望を充たす」ものだったのかは、必ずしも明確でない。
- (16) 『記録』三七〇～三七六頁参照。なお、認可したのは、「会社名変更願」については静岡県知事と山梨県知事、「水利権譲渡願」については静岡県知事であった。
- (17) 「日英合同の水力電気許可」（『東洋経済新報』一九〇七年一二

- 月一五（日号）三三頁。
- (18) 一馬力〇・七五キロワット弱。
- (19) 前掲『古市公威』一八三頁参照。
- (20) 『記録』三八五～三八六頁参照。
- (21) 『東京電燈株式会社開業五十年史』（一九三六年）一一五頁参照。
- (22) このプランの詳細については、前掲『古市公威』一八一～一八二頁参照。
- (23) 「鬼怒川水電工事」（『東京経済雑誌』一九一〇年六月一日号）三一頁参照。
- (24) この種の協議会は〇八年五月二九日にも開かれた。その席には、「島津、毛利二公、井上、松方二候、副島伯、三菱、三井各代表者、英国人ハウル氏、其他富豪・実業家等数氏」（前掲「日英水力電気会社の創立準備」三四頁）が出席した。
- (25) 『渋沢栄一伝記資料第一三巻』（一九五七年）四三頁参照。
- (26) 前掲「日英水力電気会社の創立」三八頁参照。
- (27) 前掲「日英水電創立協議」三一頁。
- (28) この発起人総会については、『記録』一五～三六頁参照。
- (29) 日英共同（株）では園田・副島・樺山・益田（太郎）・岸・木下・白杉・小林・セールの九名が、日英水力電気では園田・副島・樺山・渋沢・朝吹・大倉・大田黒・久野・中村・田中常徳・毛利（五郎）・大谷・セール・シュルツ・ハウルスの一五名が、それぞれ創立委員に選出された。
- (30) 『記録』四〇頁参照。
- (31) 「日英水力の株式募集」（『東洋経済新報』一九〇八年七月一五日号）三五頁、前掲『園田孝吉伝』二六四頁参照。
- (32) 『記録』二二頁、前掲『渋沢栄一伝記資料第一三巻』五三頁（渋沢あての一九〇九年五月一九日付の園田の書簡）参照。
- (33) 〇八年七・八月の英国での株式募集計画が中止された経緯については、岸清一「日英水電と英人（下）」（『中外商業新報』一九〇八年一〇月七日付）によった。なお、『記録』四四頁も参照。

34 この意見書の詳細については、前掲『古市公威』一八二～一八五頁参照。

35 前掲『古市公威』一八二頁。

36 『記録』六〇～六三頁参照。

37 前掲『古市公威』一八二頁。

38 「日英水電解散」(『東洋経済新報』一九〇九年一月一日号)三二頁参照。

39 日英水力電気常務員副島市松「日英水力電気の真相」(『東洋経済新報』一九〇九年二月一日号)二六～二七頁参照。

40 『記録』六七頁。

41 この新提案については、『記録』六七～六九頁、前掲『渋沢栄一伝記資料第一三巻』五一頁(渋沢あての一九〇九年五月一日付の園田の書簡)参照。

42 『記録』六八～六九頁。

43 この発起人総会については、『記録』六四～七二頁参照。

44 『記録』六八頁。

45 『記録』六七頁。

46 『記録』七〇頁。

47 例えば、〇七年四月から〇八年七月まで駐英財務官としてロンドンに滞在していた若槻礼次郎は、日英共同(株)・日英水力電気両社の英国での株式募集が〇八年に失敗した原因について、「従来倫敦には日本の募債事業を引受くべき一流資本家の団体あるに拘はらず、会社側代表者は之れを団体に諮らず他の方面に交渉し、其の感情を害したるは起債を不成功に終らしめたる一因なり」と述べ、「帰朝の後其の実情を関係者に伝へて、資金募集の失敗を告げ、又該事業に熱心尽力中なる松方、井上両老候にも、募集方法の筋違ひなるを以て不成功に終る恐れあるべきを報告し」ていた(引用はいずれも前掲『古市公威』一八五頁)。

48 この協議会については、『記録』七四～八五頁、前掲『渋沢栄一伝記資料第一三巻』五六～六〇頁参照。

49 『記録』七六頁。

50 『記録』七七頁。

51 『記録』八五頁。

52 園田は、創立委員を選出した〇八年六月二七日の日英水力電気が発起人総会で、創立委員長に選任された。なお、園田は、同じ日に開かれた日英共同(株)の発起人総会でも創立委員長に選任された。この決議の詳細については、『記録』八〇～八三頁、前掲『渋沢栄一伝記資料第一三巻』五八～五九頁参照。

54 『記録』八二～八三頁。

55 日本最初の本格的な水力発電所である東京電灯の駒橋発電所が全面的に竣工したのは、協議会が開かれた〇九年三月のわずか四カ月前の〇八年十一月であった。

56 協議会の席上高橋は、興銀の意向を代弁して「興業銀行が発行銀行となり横浜正金銀行、香上銀行、パース銀行の三銀行が単に興業銀行のエンゼントタルに於ては若し此水力事業が他日或は堰堤が破壊するか又は水路を破壊するか其他故障を生じたる時は英国の株主に対して徳義上の責を負うことになるべし」(『記録』七八頁)と発言し、興銀が単独で発行銀行となることに反対した。

57 この会見については、前掲『渋沢栄一伝記資料第一三巻』五〇～五一頁(渋沢あての一九〇九年五月一日付の園田の書簡)、『記録』八六～八七頁参照。

58 『記録』八六～八七頁。

59 前掲『渋沢栄一伝記資料第一三巻』四四頁参照。

60 この第二の新提案については、『記録』八七～九五頁、前掲『渋沢栄一伝記資料第一三巻』五四～五五頁(渋沢あての一九〇九年五月一日付および二九日付の園田の書簡)参照。

61 五月二一日の提案では、親会社はまず社債を発行し、その後株式を発行することになっていた。この点については、『記録』九四頁参照。

62 前掲『渋沢栄一伝記資料第一三巻』五二頁(渋沢あての一九〇九

年五月一九日付の園田の書簡)。

(63) 前掲『洪沢栄一伝記資料第一三巻』五二頁(洪沢あての一九〇九年五月一九日付の園田の書簡)。

(64) 園田は、スパリーング商会について、パース銀行・横浜正金銀行・ロンドン支店・同行秘書の独自調査の三ルートを通じて調査した。この調査については、『記録』八八～八九頁参照。

(65) 前掲『洪沢栄一伝記資料第一三巻』五六頁(洪沢あての一九〇九年五月二九日付の園田の書簡)。

(66) この協議会については、『記録』八五～一一三頁参照。

(67) 『記録』九九頁。

(68) 『記録』一〇八～一〇九頁。

(69) 『記録』一〇九頁。

(70) 『日英水電の経過』(『東洋経済新報』一九〇九年七月二五号)三四頁参照。

(71) この創立委員会については、『記録』一一四～一二四頁参照。

(72) 『記録』二四一頁参照。

(73) 園田孝吉「日英水力電気事業に就て」(『東京経済雑誌』一九〇九年八月二四号)一〇～一一頁参照。

(74) 「日英水電認可」(『東洋経済新報』一九〇九年九月二五号)三三頁、「日英水電設計」(『東洋経済新報』一九〇九年一〇月五日号)四〇頁、「日英水電の好望」(『東洋経済新報』一九〇九年十一月一五号)三四頁参照。

(75) 第一回交渉委員会については、『記録』一二四～一五〇頁参照。

(76) 『記録』一三三頁。

(77) 報告の中でミチエルは、「余等世界各地に於て水力事業を起したるを以て既往の経験に基き論ずる中は、大凡水力事業には何等かの特殊の誘引物、例へば土木工事が非常に低廉なると送電線の甚だ短かきこと、政府が出地を無償にて払下ぐることを石炭が粗悪にして非常に高価なること、工業が非常に発達して需要多大なる事、是等の誘引物の中一二は必ず具備せることを要す。然るに日本の水力事

業に就ては右誘引物の一例も発見する事能はず」(『記録』一三二～一三三頁)と決めた。

(78) 『記録』一二八～一二九頁。

(79) 『記録』一三二頁。

(80) 『記録』一三三頁。

(81) 『記録』一四四頁。

(82) 『記録』一四七頁。

(83) 『記録』一四六頁。

(84) 「鬼怒川水電の東鉄供電契約」(『東洋経済新報』一九〇九年九月二五号)三三～三四頁参照。

(85) この書簡については、『記録』一五五～一六八頁参照。

(86) 『記録』一六二頁。

(87) 第二回交渉委員会については、『記録』一五〇～一五五頁参照。

(88) 第三回交渉委員会については、『記録』一六八～一八〇頁参照。

(89) 『記録』一七三頁。

(90) 『記録』一七九頁。

(91) この会見については、『記録』一八一～一九七頁参照。

(92) 第四回交渉委員会については、『記録』一九七～一九九頁参照。

(93) 「水電実査の報告、内山田邸の会合」(『中外商業新報』一九〇九年一〇月二日付)参照。

(94) 第五回交渉委員会については、『記録』一九九～二〇〇頁参照。

(95) 第六回交渉委員会については、『記録』二〇〇～二一二頁参照。

(96) 『記録』二一八頁。

(97) 『記録』二二二頁。

(98) 第七回交渉委員会については、『記録』二二二～二三七頁参照。

(99) 『記録』二二五頁。

(100) 『記録』二二八～二二九頁。朝吹の発言の一部。

(101) 『記録』二三三頁。

(102) この発起人総会については、『記録』二三七～二五〇頁参照。

(103) 同時に神戸シンジケートは、スパリーング商会以外のブローカー

の中から新たなパートナーを捜そうとしたが、成功しなかった。

(104) 『記録』二二七～二二八頁。

(105) この創立委員会については、『記録』二五〇～二七五頁参照。

(106) 『記録』二五五頁。

(107) 当時東京において電灯供給権を有していたのは、東京電灯と東京鉄道の二社であった。

(108) 『記録』二五六頁。

(109) 『鬼怒川水電の設計変更』（『東洋経済新報』一九一〇年九月二五日号）三三頁によれば、鬼怒川水力電気は下流の水利権を合併した

結果、五千馬力の発電力増強と一三%の発電コスト低減を達成した。

(110) 「水電合同問題」（『東京経済雑誌』一九一〇年七月三〇日号）二九頁。

(111) 「鬼怒川水利権の合併」（『東洋経済新報』一九一〇年七月二五日号）三三頁参照。

(112) この創立委員会については、『記録』二八七～三〇二頁参照。

(113) 『記録』二八九～二九〇頁。

(114) 大田黒は、結果的には、鬼怒川下流の水利権を保持するために、日英水力電気の利害に反する行動をとったと言いうことができる。

(115) 鬼怒川水力電気との合同交渉が失敗した経緯については、前掲「水電合同問題」二九～三〇頁、『記録』三〇三～三〇五頁によった。

(116) 鬼怒川水力電気は、一〇年一月一日に創立総会を開き、一〇月四日に会社設立登記を完了した。

(117) 日本側発起人は、鬼怒川水電との合同が実現すればスパリング商会は再交渉に応ずるだろうと考えていた。例えば、一〇年四月四日の創立委員会で、副島は「合同さえ出来れば総てミチエルの希望通りに為るを以てスパリングも再び大いに進んで来るべし」（『記録』二六六頁）と述べ、園田は「合同さえすればスパリング商会の曾て心配したる競争者の現出皆無となるを以て彼等も大いに進んで来るべし」（『記録』二六九頁）と述べた。

(118) この創立委員会については、『記録』三〇二～三〇八頁参照。

(119) 日本側発起人は、新方針の内容を神戸シンジケートに伝える書簡の中で、「左すれば大計画の水利権（小山地区以外の水利権：引用者）は無期間に保持することを得べし」（『記録』三〇八頁）と述べた。

(120) 『記録』三〇七頁。

(121) 『記録』三〇七～三〇八頁。

(122) 「日英水電の計画」（『東洋経済新報』一九一〇年一月五日号）三二頁には、「日英水電会社には愈々小規模にて企業するに決したるも小規模の企業にては敢て日英共同の大資本を要せざるのみならず共同事業とするときは双方の間に万事交渉の上決定する面倒あればとて小規模企業地に対し外人側の権利放棄を求めたるに其快諾を得たる」と記述されている。

(123) 日本側発起人は、神戸シンジケートからの回答が届く以前に、小山水力発電所の工事予算書を作成し、静岡県内の電灯会社との交渉を開始した。

(124) 中柄正一『日露戦後株界活躍史』（株式調査会、一九一七年）附録六九頁参照。

(125) 前掲「翁と日英水電」三六頁参照。

(126) 通信省電気局『第八回電気事業要覧』（一九一六年）四二～四三頁参照。

(127) 電気学会・日本電気協会『発展初期の電力技術』（一九六〇年）年表一〇頁参照。

(128) 前掲『発展初期の電力技術』三四頁参照。

(129) 神戸シンジケートの解散以後、これらの諸権利の所有者は日本側発起人だけとなった。

(130) 前掲『東邦電力史』一八八頁参照。早川電力はその後群馬電力と合併し、二五年三月に東京電力として新発足した。日英水力電気の発起人から継承した諸権利は、東邦電力の子会社東京電力の東京進出の大きな武器となった。

(130)

日露戦後期には大都市の電灯会社も、火力発電から水力発電へ発電方式を転換した。その結果一年には、水力発電電力が火力発電電力を凌駕した。この点については、南亮進『長期経済統計12 鉄道と電力』（東洋経済新報社、一九六五年）二〇六頁参照。

(132)

この点については、準備中の別稿「日本における電力業の勃興と資金調達」の中で立ち入って論ずる予定である。

(二八頁より)

#### 大正三年十月三十日 精神病者縊死

東松浦郡北波多村大字岸山芳谷炭坑川×吉(35)は精神病者なるが去る二十七日午後四時頃監置室内天井張りの僅かの隙間より兵児帯を吊し縊死を遂げたりと。

#### 大正三年十一月二十日 試掘許可

……東京市四谷区愛住町横山源太郎外一人の西松浦郡大川村地内(石炭)五六万坪の試掘願は許可されたり。

#### 大正三年十一月二十二日 車夫の卒倒

東松浦郡相知村牟田部横尾嘉助(62)は去る十九日午前十時頃牟田部より山本停車場まで客を乗せ人力車を馳せたるが老体のこととて同駅に着したるが暫くにして構内便所側に至り心臓麻痺のために卒倒し仰向に打倒れ絶命せりと。

#### 大正三年十一月二十五日 炭車に圧殺さる

杵島郡福富村紀伊達三(16)は去る二十一日午後一時半頃杵島炭坑本坑口を距る一〇〇間位のヶ所に於て炭車を捲上げおりし綱が突然切断したる為め急速に墜落したより避難する暇なく遂に圧殺されしと。

#### 大正三年十一月三十日 山東の炭坑引受

九州磁業家貝島健次郎氏天津唐山炭坑を視察し北京に赴きたるが、其筋と打合の上山東省に往き博山坊子其他の炭坑を視察し青島に入る由なり、氏は山東の某炭坑経営を引受くるに至るべしと伝ふ。

#### 大正三年十一月三十日 石狩ワ炭坑爆発 生死不明三〇〇名

石狩炭山株式会社経営の夕張ワカナベ炭坑斜坑二十八日午後三時ガス爆発し坑口を密閉せり、坑内従業者約五〇〇名あり、生死尚ほ不明なり。爆発をなせるワカナベ炭坑は登川の鹿谷地方より約三里、夕張市

(九八頁へ続く)